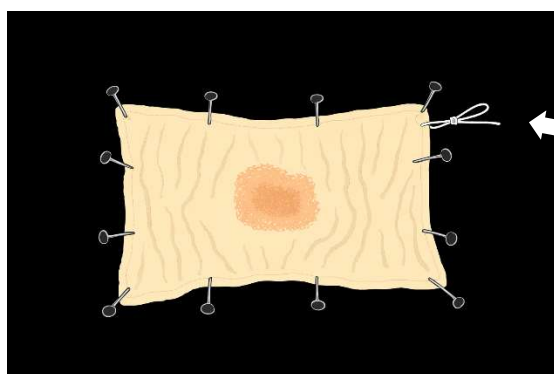


2-1 消化器：手術検体

- ・オリエンテーションや病変部がわかるように、依頼書にシェーマを記載してください。
 - ・口側・肛門側がわかるよう、マーキング糸や貼り付け板へのピン打ちなどの目印をお願いいたします。また、依頼書のシェーマに図示してください。
 - ・消化管は開いて、粘膜面を上にし、固定用貼り付け板に貼り付けて固定してください。
 - ・胆嚢・虫垂も、必ず開いて固定してください。板に貼り付けた状態での提出にご協力ください。小さな検体びんにまるめて詰め込まないでください。
 - ・貼り付け板から固定用ピンがはずれ、検体もはがれ落ちている場合があります。適切な物品を使用し、しっかりピン打ちをしてください。
 - ・肝臓・脾臓は、そのままホルマリン液に浸漬しても、組織の内部まで固定液が浸透しません。おおよそ 5cm 間隔で、複数個所に割を入れて提出することが推奨されます。
 - ・大きな検体（重さのある検体）の貼り付け固定には、ゴム板の使用が推奨されます。検体を貼り付けた面を上にして、固定容器に沈めてください。
 - ・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。
- 推奨される固定時間については日本病理学会発行のゲノム研究用・診療用病理組織検体取扱い規定 (https://pathology.or.jp/genome_med/elearning.html) をご参照ください。

(例) 大腸の貼り付け固定



口側にマーキング糸をつけ、
依頼書に図示してください。

× NG 事例

- ・検体が開かれていない
- ・依頼書にシェーマの記載がない、シェーマに病変部や方向指示が図示されていない

- ・口側・肛門側の方向指示がない
- ・方向指示が依頼書のシェーマと対応していない、あるいは識別できない

2-2 消化器：内視鏡検体

- ・消化管内視鏡検体では、上部と下部でオーダーを分けてご提出ください。
- ・1 検体 1 容器での提出をお願いいたします。
- ・組織が十分に採取できていない可能性のある場合（微小・食物残渣のみなど）は、依頼書にご記載ください。
- ・「採取時に○分割になった」、「同部位から○個生検（区別なし）」など、1 容器に区別不要の複数の検体を入れる場合、依頼書にはその内容と、検体個数を記載してください。

複数組織片のそれぞれに検体番号を付与したい場合（区別を要する場合）は、同一容器での提出は不可となります。必ず容器を分けて提出してください。

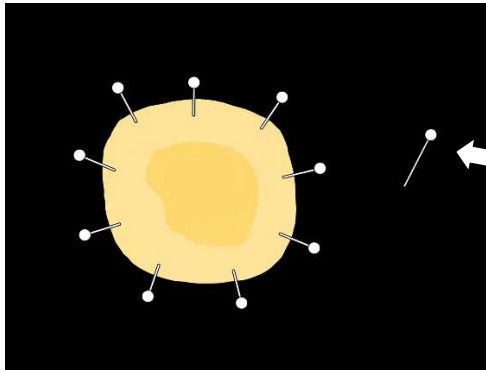
- ・ESD・EMR 検体の固定は、粘膜面を上にし、よく伸展させて固定用貼り付け板に貼り付けて固定してください。
- ・貼り付け固定をおこなった ESD・EMR 検体は、病変部、口側・肛門側がわかるよう、依頼書にシェーマをご記載ください。
- ・検体の方向指示については、マーキング糸やピン打ち等での目印をお願いいたします。また、依頼書のシェーマに図示してください。

※検体に糸やクリップがある場合でも、依頼書に方向指示の内容の記載がなければ、検体処理・診断に関与しないものと判断し、問い合わせ確認等はせずに標本作製を進めますので、ご注意ください。

- ・貼り付け板から固定用ピンがはずれ、検体もはがれ落ちている場合があります。
適切な物品を使用し、しっかりピン打ちをしてください。
- ・遺伝子検査やコンパニオン診断に関連して、ホルマリン固定時間の管理が必要になります。ホルマリン固定をおこなった日時の記録にご協力ください。

推奨される固定時間については日本病理学会発行のゲノム研究用・診療用病理組織検体取扱い規定 (https://pathology.or.jp/genome_med/elearning.html) をご参照ください。（**）

（例）ESD 検体の貼り付け固定



貼り付け板の口側にピン打ちし、
依頼書に図示してください。